

○ H27点検での判定区分Ⅳの施設は、いずれも緊急措置（橋梁：通行止め）を実施

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
静岡市	無名橋 (日向谷沢)	市道吉原2号線	1964	腐食による主桁の著しい断面欠損。
静岡市	1号橋(滝ノ 谷沢川)2	市道北滝ノ谷 3号線	1980	・腐食による主桁、主桁と横桁の接 合部及び支承部の著しい断面欠損。 ・腐食による波形鋼板床版(下鋼 板)の一部剥落
浜松市	エンガク 沢橋	市道水窪向島 第2号線	1982	・腐食による木製床版の欠損 ・下部工の変形欠損
浜松市	引の田 7号橋	市道水窪小和田 引の田線	1982	・主桁、横桁、高欄の変形欠損
浜松市	引の田 11号橋	市道水窪小和田 引の田線	1982	・主桁、横桁、高欄の変形欠損
浜松市	羽ヶ庄9号 線2号橋	市道佐久間 羽ヶ庄9号線	1991	・主桁の変形欠損

<判定区分Ⅳのリスト>

○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
該当無し				

○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
該当無し				

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態